

令和7年9月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

「定期積金規定」改定のお知らせ (自動解約定期積金の取扱開始について)

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、令和7年10月1日より自動解約定期積金の取扱いを開始することに伴い、「定期積金規定」を改定いたします。

記

1. 改定日

令和7年10月1日(水)

2. 対象となる規定

定期積金規定

3. 改定内容

自動解約定期積金の取扱を開始させていただきます。改定内容の詳細は、新旧対比表をご参照ください。

4. 自動解約定期積金について

(1) 商品の特徴

満期日に定期積金を自動解約し、給付契約金から税金を差し引いた金額を、お客さまのご指定のお口座に振替える商品です。

(2) 掛込方法

お客さまのご指定のお口座より、毎月約定日に引き落としさせていただきます。

(3) 満期時の取扱

満期日に自動解約され、普通預金または当座預金、通帳式定期預金のいずれかに振替えて入金します。ご継続の場合、新規契約のみお手続きが必要となります。

※定期積金規定改定等につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合お取引店までお問合せください。

定期積金規定「新旧対比表」

改定前（旧）	改定後（新）
14.（解約） （２） この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。	14.（解約） （２） この積金を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。 <u>ただし、自動解約定期積金を解約するときは、当組合所定の方法により手続きを行います。</u>